

平成 28 年 12 月 22 日

内閣府

消費者委員会

委員長 河 上 正 二 殿



互助会保証株式会社

代表取締役社長 藤島 安之



消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書に対する意見

12月20日に開催されました貴委員会ワーキング・グループで提出されました報告書（案）につきまして、以下の通り意見を申し述べます。

1. 報告書の全体について

(1) 消費者教育の重要性について

民法における成人年齢の引き下げは、民法上の判断能力を備える
とみなすことが基本であることに鑑み、いたずらに法制度によるの
ではなく、むしろ未成年者や若年成人の教育に力点を入れるべきと
考える。

(2) 「成年成人以外」についての新たな規制の導入について

消費者契約法及び特定商取引法に関し、特に「若年成人以外」に
ついて、新たな規制の導入を報告するのであれば、具体的にワーキ
ング・グループでどのような議論がなされたのか。また、どのよう
な意見がある中で、そのような結論になったのかの検討状況を報告
書に記載すべきと考えます。

(3) 未成年者の消費者被害と民法上の取消権について

成年年齢引下げが施行されることになりましたが、まだ、現実に成
年年齢引下げに伴う新しい消費者被害は具体化していません。今まで

の 20 歳未満の消費者被害と同様なことが生じた場合、一番の問題点は、未成年者の民法上の取消権が行使できなくなることと考えられます。従来、この取消権の行使で消費者被害がどのくらい救済されたことがあるのか判明していません。

したがって、法の施行後、具体的被害が顕在化した場合に、それを救済する立法を制定することで遅くはないように考えられます。

(4) 法規制の重複について

冠婚葬祭互助会等、既に行政による監督を受けている業界は、法の対象外とすればよいと考えます。割販法の規制を受ける業界は、既に監督は十分にされており、互助会業界に対する重ねての法規制は必要とは考えられません。屋上屋を重ねる必要性はないと考えます。

(5) 優良経営認定制度について

優良経営認定制度をどのように運営するのか全くわかりません。どのような制度や基準で、どのように運営するのか明確にならないかぎり、極めて不明瞭な制度になると考えられます。

行政が既に許認可権の下で監督している業界に対し重ねてこのような認定が必要だとは考えられません。

業界の自由の制約をするのは、日本経済にとって、けっして好ましいことではないと考えます。

2. P 3 (2) 特定商取引法について

P 3 3 若年者保護のための具体的措置に関する制度の現状 (2) 特定商取引法において、特定商取引法に関する法律第 7 条第 4 号、特定商取引法施行規則第 7 条第 2 号では「老人その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること」が指示対象行為とされている。と記載されていることを引用し「未成年者及び成年直後の者」の議論と「老人、未成年者、知的障害者、認知障害が認められる者」と同様に扱って議論することは無理があると考えます。

3. P 5 (1) 消費者契約法について

P 5 第2 望ましい対応策 1. 若年成人の消費者被害の防止・救済のための制度整備 (1) 消費者契約法の中の「イ若年成人等の消費生活上特に配慮を要する消費者に対して」について

望ましい対応策の中に1. 若年成人の消費者被害の防止・救済のための制度整備として、若年成人の被害防止、措置の項目であるにもかかわらず、内容の(1) 消費者契約法において、イ若年成人等と「等」が何の説明もなく唐突に入る理由をご教示願います。

消費者契約法の若年成人等の「等」の中に「老人その他の者」を含めたいという理由であれば、老人を入れる具体的な説明もありません。また報告書に記載されているその他の項目においても若年成人の議論しか行われていないにもかかわらず、消費者契約法で若年成人等として規制する具体的な理由が見つかりません。記載における表現としても不適切であると考えます。

4. こうした観点を踏まえて頂き、ワーキング・グループ等において再度、慎重な議論をお願いいたします。

以上